

## 処 分 基 準

平成30年3月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第 104条の 2 の 3 第 1 項
処 分 の 概 要：運転免許の効力の停止
原権者（委任先）：京都府公安委員会（京都府警察本部長）
法 令 の 定 め：道路交通法第 102条第 1 項から第 4 項まで（臨時適性検査）並びに第 103条第 1 項第 1 号、第 1 号の 2 及び第 3 号（免許の取消し、停止等） 道路交法施行令第39条の 2 第 1 項（臨時適性検査に係る免許の効力の停止をする場合等）
処 分 基 準：自動車等の運転により交通事故を起こし、かつ、当該交通事故の状況から判断して、一定の病気等に該当する疑いがあると認められるときその他これに準じるものとして政令で定めるときの免許の効力の停止の期間は、処分の日から、臨時適性検査又は診断書提出命令を行ったとした場合において、当該臨時適性検査又は診断書提出命令の結果を踏まえ、京都府公安委員会が処分の決定をすることができるようになるまでに要すると見込まれる期間を基準として定める。
問 合 せ 先：交通部運転免許試験課執行係（電話075-631-5181 内線442）又は同課聴聞係（電話075-631-5181 内線422）
備 考：